

自主的避難等対象区域（福島市）に居住していたが、子供の甲状腺検査で
のう胞が発見されたことから、子供の放射能被害を心配して平成24年11
月に自主的避難を実行した申立人ら家族について、取りあえず、申立ての前
の月である平成25年3月までに生じた避難費用、就労不能損害、生活費増
加費用及び避難雑費等が賠償された事例。

和解契約書（全部和解）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」
という。）につき、申立人X1、同X2及び同X3（併せて、以下「申立人ら」
という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次の
とおり和解する。

第1 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、下記の損害項目（下記期間に限る。）
について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及
ばないことを相互に確認する。

記

1 損害項目

ア 避難費用

（ア）交通費

（イ）駐車場代

（ウ）家具搬出費用

イ 就労不能損害

（ア）申立人X1分

（イ）申立人X2分

ウ 生活費増加費用

（ア）家財道具購入費

（イ）幼稚園入園費用

エ 精神的損害及び避難雑費等

2 期間

ア 避難費用

（ア）交通費 自 平成24年11月27日 至 同年11月30日

（イ）駐車場代等 自 平成24年12月 1日 至 同年12月 末日

（ウ）家具搬出費用

自 平成23年 3月11日 至 平成24年11月30日

イ 就労不能損害

（ア）申立人X1分

自 平成24年11月 1日 至 平成25年 1月 末日

（イ）申立人X2分

自 平成24年11月 1日 至 平成25年 1月 末日

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費

自 平成24年11月12日 至 同年12月 8日

(イ) 幼稚園入園費用

自 平成23年 3月11日 至 平成24年12月15日

エ 精神的損害及び避難雑費等

自 平成24年12月 1日 至 平成25年 3月 末日

第2 和解金額

被申立人は、第1記載の損害項目及び期間についての和解金として、申立人らに対し、金1,892,245円の支払義務があることを認める。

(内訳)

ア 避難費用

(ア) 交通費 27,149円

(イ) 駐車場代 23,800円

(ウ) 家具搬出費用 138,000円

イ 就労不能損害

(ア) 申立人X1分 741,237円

(イ) 申立人X2分 460,215円

ウ 生活費増加費用

(ア) 家財道具購入費 336,649円

(イ) 幼稚園入園費用 85,195円

エ 精神的損害及び避難雑費等 80,000円

第3 支払方法

(省略)

第4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

第5 清算

申立人らと被申立人は、第1項記載の損害項目(同項記載の期間に限る。また、その遅延損害金を含む。)については、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務がないことを相互に確認する。ただし、第1項1エ記載の損害項目の第1項2エ記載の期間については、本和解に定める金額を超える部分につき、清算の効力は及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げないことを相互に確認する。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名(記名)押印の上、申立人らと被申立人がそれぞれ1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成25年7月23日

(仲介委員 櫻井滋規)